

【大阪府豊中市】令和3年度 重層的支援体制整備事業

1. 自治体概要

- ・人口、世帯数、面積、高齢化率 など

【R3年4月1日時点】人口 401,094 人、世帯数 177,346、面積 36. 60K m²、高齢化率 25.7%

2. 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景・課題や、取組の理念

- ・地域課題を踏まえ、本事業を通して実現したい目標や地域像
背景・課題は別紙①のとおり
取組の理念は別紙②のとおり

3. 主要な取組事項

- ・「相談支援」に関する体制・取組の内容
包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等継続支援事業、その他の支援関係機関など、相談支援に係る実施体制のポイント・連携体制の図（役所内の担当課や、委託先の名称、重層的支援会議、支援会議などの会議体の名称、設置方法）
支援会議などの会議体の名称、設置方法は別紙③のとおり

別紙①

福祉部包括支援プロジェクト・チーム報告書

令和3年（2021年）3月25日

豊中市

福祉部包括支援プロジェクト・チーム

目 次

1. はじめに（福祉部包括支援プロジェクト・チームの設置目的）・・・・・・・・ P 1
2. 包括支援プロジェクト・チームでの支援施策等活動実績・・・・・・・・ P 2
3. 重層支援体制整備事業に求められる取り組み・・・・・・・・ P 7
4. 重層的支援体制に関する豊中市の資源状況・・・・・・・・ P 9
5. 豊中市における重層的支援体制整備事業のあり方について・・・・・・・・ P 10
6. 包括支援プロジェクト・チーム活動のまとめ・・・・・・・・ P 19

1. はじめに（福祉部包括支援プロジェクト・チームの設置目的）

本市では令和2年8月に「包括支援プロジェクト・チーム」を設置し、その所掌を①コロナの影響により生活に困難を抱える市民及び世帯に対する支援策の総合調整 ②コロナ生活相談窓口の設置・運営 ③包括的支援体制（重層的支援体制）の整備としました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う第1回目の緊急事態宣言（令和2年4月から5月）では、国の経済対策や各種貸付、給付などの支援策を活用することにより、生活が成り行かなくなる市民の爆発的な増加には至りませんでした。第2回目の緊急事態宣言（令和3年1月から3月）においては、これまでの支援策だけでは生活基盤が安定しないほどの長引く収入の減少が続く中、経済活動の制限がより多くの人々の生活に暗く深刻な影響を及ぼしています。また、感染者数の減少を目的とした行動変容（3密回避）では地域において人と人との繋がり希薄化や高齢者のフレイル状態の進行なども社会問題化しており、さまざまな分野で相談や支援を必要とする新たな要支援者は増加しています。

本市ではこれまで、社会情勢や市民生活の変化に対応しつつ、福祉資源の充実やその担い手の育成等、地域福祉の推進を先駆的に努めてきました。

平成29年3月には、国において平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれたことを受け、それまでの「支える人」「支えられる人」といった固定的な役割分担から、誰もがその人なりの方法で支え、必要な時には支えられる関係性を基盤とした「地域共生社会」の構築をめざし、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」を策定しました。

そして、令和2年6月5日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月からは社会福祉法に基づく新事業として、「重層的支援体制整備事業」が施行される予定です。

これに伴い、市町村においては既存の相談支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するために、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する任意事業が創設されます。

この事業では市町村に対して、関連事業に係る予算の一体的な執行が可能な交付金の交付が実施されることから、これまでの属性別縦割り支援から、本市が掲げる「地域包括ケアシステム推進基本方針」において実現をめざす、地域共生社会の礎となる、属性を問わない包括的支援体制の構築による、相談支援の深化が期待されます。

新型コロナウイルス感染症による社会、経済への大きな影響が続く現状下では、突然、収入が絶たれる、激減するなどの新たな困窮者、困窮予備軍ともいえる人たちが増え続けており、そういった方たちに有効にアプローチし、支えていく姿勢を市として、はっきりと見せる必要があります。

国の創設事業開始に先駆け、包括支援プロジェクト・チームによる包括的支援体制の整備に向けた検討を進める取り組みは、コロナ禍の現状の喫緊の課題に対応するために不可欠なものです。

2. 包括支援プロジェクト・チームでの支援施策等活動実績

包括支援プロジェクト・チームでは、コロナ生活相談窓口に寄せられた市民や事業者、各種機関からの相談などから見えた現状の課題に対して、以下の取り組みを実施してきました。

(1) コロナ生活相談窓口における対応状況

令和2年8月1日から令和3年3月までの間に、コロナ生活相談窓口に寄せられた相談件数や内容、対応は以下のとおりです。

(件)

件数	相談内容				対応		
	制度の 質問	生活 困窮	その他 (感染症)	その他	情報 提供	他機関 紹介	くらし 再建紹介
375	40	68	204	63	346	12	17
(480)	(249)	(142)	(0)	(89)	(202)	(34)	(244)

下段は、くらし支援課への電話件数

令和3年2月末時点

相談内容の多くは新型コロナウイルス感染症に関するものとなっており、次いで利用可能な給付制度や貸付など支援制度に関するものとなっています。これらの相談については、新型コロナウイルス感染症コールセンターの連絡先、各制度の概要やコールセンターの連絡先を紹介しました。また、生活困窮等具体的な相談支援が必要な場合には、市の担当課や社会福祉協議会等の相談窓口の紹介を行いました。

<相談内容の変遷・対応>

8月の相談窓口開設当初は、感染症に関する問い合わせや、どんな支援制度があるのか分からず相談してきた人の割合が多く、期間が経つにつれて、離職や解雇、既存の支援制度は利用したが既にお金が払底したといった相談に加え、税や公共料金、家賃等の滞納、多重債務など複合的な課題を有する相談が目立つようになりました。

こうした状況や生活福祉資金の特例貸付制度の新規受付が年末に終了することなどを鑑み、12月6日に「くらしを守る総合相談会」（詳細は後述）を実施しました。

<今後の課題>

市民からの問い合わせは、一人ひとりの状況やニーズが異なる為、話を傾聴したうえで、市民にとって有益な情報を提供する事が重要です。そのため、コロナ禍に関連する制度や仕組みはもちろんのこと既存制度も把握したうえで、提供すべき情報の取捨選択できるなど、相談員の知識やスキル、ケースワーク力の向上が重要です。

所持金が払底した人、不動産事業者等に住居からの退去を求められている人など緊急性が高い相談や、多様で複合的な課題を有する困難性の高い相談などもあり、よりスピーディーな相談支援

機関へのつなぎや、円滑に複数の関係機関が連携し支援を行い、フォローアップする仕組みの重要性を再認識しました。

また、公的な相談窓口全般に通じる課題ですが、相談を受ける側が想定しているターゲットに窓口の周知がどれだけでできているかわからないことや、そもそも市役所に相談すること自体をハードルに感じる人、公的な支援に拒否感を持つ人も一定数いることが想定され、相談ニーズの掘り起こしも課題です。

(2) 各種支援機関間の情報共有

課題・状況

- ・プロジェクト・チームメンバーの経験や、各相談機関へのヒアリングから、市民から各種窓口へ寄せられた相談において、内容の把握や繋ぎ先機関にて行っている制度への理解の不足から、相談者が的確な支援にたどり着いていない場合や、繋がった場合でも支援が継続していないケースがあることがわかりました。

取り組み

- ・令和2年10月30日に多機関連携に係る情報共有会議を開催し、各機関の制度や相談者を繋ぐ際の確認をおこない、相談者に寄り添った支援の実施についての意識を共有しました。

(3) スピード感を持った連携対応

①相談窓口の周知

課題・状況

- ・支援を必要としているがどこに相談していいのかが分からず、支援機関と繋がっていない要支援者がいることが中間支援組織など、地域での支援の取り組みによりわかりました。

取り組み

- ・コロナ生活相談窓口や総合相談会について広報誌や市ホームページ、SNSなど各広報媒体のほか、民生・児童委員や庁内相談窓口へのチラシ配布によるきめ細かな情報発信の実施。
- ・複合的な課題を抱える要支援者については、把握後速やかに関係支援機関が集い支援会議を開催し、状況の共有や支援の方向性、各機関の役割分担を共有しました。

②外国人の生活困難

課題・状況

- ・新型コロナウイルスの影響により技能実習生等、外国人の生活も困難な状況に陥っていることが、市社会福祉協議会やとよなか国際交流センターに寄せられる相談から判明しています
- ・前述のとおり外国人の生活が困難な状況に陥っていることがわかりましたが、言語や各国の文化の違いにより行政の支援に結び付いてないケースもあります。

取り組み

- ・外国人向けコロナなんでも相談会の実施（11.26：とよなか国際交流センター）

相談来所者：23人

(ネパール9人、中国8人、韓国2人、フィリピン2人、エクアドル1人、インド1人)

相談内容：困窮2件・その他22件

参加機関：市（包括支援PT（人権政策課・くらし支援課）

関係機関（とよなか国際交流協会、豊中市社会福祉協議会）

（4）属性を問わず多機関が連携した取り組み

課題・状況

- ・各種支援制度の利用からの時間経過、制度終了の見通し、コロナ禍の長期化等に伴い、複合化・複雑化した生活課題の相談が増加していることが、コロナ生活相談や、各相談窓口でのヒアリングでわかりました。

取り組み

- ・「くらしを守る総合相談会」の実施（12.6：生活情報センターくらしかん）

相談来所者：14人（複合課題8人）

相談内容：困窮11件・仕事1件・住宅3件・その他15件

参加機関：市（人権政策課・くらし支援課・福祉事務所・保健予防課・住宅課）

関係機関（とよなか国際交流協会・豊中市社会福祉協議会・豊中市居住支援協議会）

専門職（弁護士・ファイナンシャルプランナー）

- ・「くらしを守る総合相談会 in 庄内」の実施（3.7：豊中しごとセンター）

相談来所者：21人（複合課題9人）

相談内容：困窮8件・仕事5件・住宅1件・その他17件

参加機関：市（人権政策課・くらし支援課・福祉事務所・保健予防課・住宅課）

関係機関（とよなか国際交流協会・豊中市社会福祉協議会・豊中市居住支援協議会）

専門職（ファイナンシャルプランナー）

（5）民間事業所への調査

取り組み

- ・包括的な支援体制にて重要な役割を担う民間事業者の声を活かすため、高齢・障害・子ども・困窮・医療・若者・外国人の支援に従事する支援機関を訪問し、ヒアリング調査を実施しました。

各機関の現状と課題、今後の相談・支援体制整備への期待や求める役割などについて調査しました。（別紙・包括支援プロジェクト・チーム資料編参照）

（6）包括支援プロジェクト・チームの総合調整による事業推進

①児童生徒がいる世帯への支援

課題・状況

- ・貸付や各窓口・相談機関での支援制度に関する相談から、小学生・中学生・高校生を持つ住民税非課税世帯や収入が激減した世帯では、子どもに対する経済的支援が十分にできていないことが懸念されます。

取り組み

- ・児童生徒応援事業の実施

①住民税非課税

- ②家計の急変により令和3年1月以降の所得が非課税に相当すると認められる

令和3年度に上記①②に該当する人に扶養されている小学校から高校までに在学する人、一人につき5万円を支給

取り組みポイント

- ・年齢対象でなく、小学生から高校生に係る支援を一貫して担う部局は無く、既存制度や仕組みを超えた新たな支援の枠組みをプロジェクト・チームで実施します。

②自殺防止の取り組み

課題・状況

- ・コロナ禍による経済的な影響で自殺者が増加傾向にあります。
各職場の職員は、困りごとを抱えた人が精神的に追い詰められる前に課題やリスクを把握し、適切な支援や情報等に繋ぎ、要支援者が求めている情報を分かりやすく的確に伝えることで、自殺を防止することができます。

取り組み

- ・包括支援プロジェクト・チームに加え、人事課（研修係）・広報戦略課（広報企画係）等と連携し、課題を抱える市民の対応時にSOSに気付き、寄り添う接遇について、職員向け研修教材の開発と職員研修を実施します。
- ・支援に関する情報が様々な部局・支援機関から発信されているにもかかわらず、要支援者には情報が届きにくいとの声が寄せられています。このギャップを埋めるための情報発信を立案し、効果的な手法で実施します。

(7) プロジェクト・チームでの検討経過

プロジェクト・チームメンバー

名前	所属	職責
垂水 剛	福祉部	総括者
濱政 宏司	市民協働部 暮らし支援課	総括者補佐
片岡 亜紀子	人権政策課	構成員
久野 真優子	福祉部 地域共生課 地域共生推進係	
白駒 史	福祉部 福祉事務所	
森田 麻美子	福祉部 障害福祉課	
井上 倫子	福祉部 長寿安心課	
大坪 新	健康医療部 保健予防課 精神保健係	
冷泉 薫	健康医療部 母子保健課 庄内母子保健係	
木下 康秀	都市計画推進部 住宅課 総務企画係	
吉井 慎平	教育委員会 児童生徒課 庄内少年文化館/千里少年文化館	
橋元 敬幸	こども未来部こども相談課	
梅原 敏宏	包括支援プロジェクト・チーム専従	

第1回プロジェクト・チーム検討会（令和2年8月7日・11日）

コンセプトと到達イメージをPTメンバー間で確認

【コンセプト】

- ・「重層的支援体制整備事業」への手あげ
- ・相談者を包括的にサポートする相談支援体制の確立
- ・相談窓口、支援機関、従事者の意識変革（市機関を重点推進）
- ・「重層的支援体制整備事業交付金」の有効活用

【到達イメージ】

- ・包括的相談支援コーディネートの確立
- ・各制度別資源の相互活用と役割の共有
- ・支援会議の活性化、今後の開催手法の明確化
- ・重層的支援会議の設置検討
- ・行政と市社会福祉協議会など他団体との役割の明確化

第2回プロジェクト・チーム検討会（令和2年9月15日）

- ・三役による指示を踏まえ本PTのミッションと方向性の再確認
- ・連携支援に関する民間事業所への調査内容
- ・コロナ禍における生活困窮者への支援制度・相談窓口の実態調査の実施

第3回プロジェクト・チーム検討会（令和2年10月30日）

- ・重層的支援体制組織機構案の作成・検討
- ・令和3年度予算のあり方について課題整理
- ・暮らしを守る総合相談会の実施に向けた調整
- ・生活困窮者に関する支援制度・相談窓口の実態調査結果の共有

第4回プロジェクト・チーム検討会（令和2年12月23日）

- ・PT 報告書案の作成・検討
- ・支援にかかる実務上の課題整理
- ・事務局機能の役割の共有

第5回プロジェクト・チーム検討会（令和2年2月9日）

- ・生活相談状況共有と新規事業について
- ・PT 中間報告書案確認
- ・今後の取り組みについて

3. 重層的支援体制整備事業に求められる取り組み

重層的支援体制整備事業の概要

令和3年4月施行予定の改正社会福祉法第106条の4（重層的支援体制整備事業）において条全体が新設されたもので、条文では「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、～ 重層的支援体制整備事業を行うことができる」と定められています。「『重層的支援体制整備事業』とは、次に掲げる法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされており、以下の（1）～（7）の全ての事業に取り組む必要があります。

（1）包括的相談支援事業（第106条の4第2項第1号）

様々な要因で複合化・複雑化した課題を抱える要支援者が、以下の法律に基づく各種相談事業のいずれに繋がったとしても、制度ごとに留まらず、包括的に受け止め、必要に応じて多機関協働事業に繋ぎ、包括的支援に向けた相談支援をおこなう。

- ・介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- ・子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
- ・生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

(2) **新規**参加支援事業（第106条の4第2項第2号）

支援機関の連携による体制のもとに、活動の機会提供や、訪問による情報提供や助言、社会参加のために必要な支援をおこなう

(3) 地域づくりに向けた支援（第106条の4第2項第3号）

地域住民の自立した日常生活や地域社会に参加する機会の確保のための支援、課題発生の防止と解決に係る体制整備、地域住民の交流拠点開設等を行うため、以下の法律に基づく各種事業を一体的におこなう

- ・介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ・介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
- ・子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

(4) **新規**アウトリーチ等を通じた継続的支援（第106条の4第2項第4号）

支援が届いていない人を発見し支援を届けるために、支援機関や地域住民とのつながりを構築し潜在的な相談者を見つけるとともに、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけをおこなうことで要支援者との面談や継続的な関わりを持つ。

(5) 多機関協働事業（第106条の4第2項第5号）

単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例において各支援機関間の役割分担や支援の方向性を定めるなどの調整機能として、関係機関や事業者の連携を円滑化にし、包括的支援体制構築を推進する。

(6) 支援会議（第106条の6）

支援が必要な状態にあるにも関わらず、自ら支援に結び付くことが困難な人や支援に結び付かない人への支援を行うため、会議の構成員に守秘義務を課し、各構成員が持つ、課題を抱える人に関する情報の提供と支援方針の共有や対応の検討などをおこなう。

※重層的支援体制整備事業における社会福祉法上の支援会議は、介護・障害・こども・困窮の範囲にわたる複合化・複雑化した事例に適応されるものと理解し、生活困窮者自立支援法に規定される支援会議・児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等、既に個人情報を取り扱う会議体が設定されている事例では、社会福祉法上の支援会議に囚われることなく、従前の運用を継続するものとします。

(7) 重層的支援会議

重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、以下の役割を果たすよう定義づけられています

- ①支援プランの適切性
- ②支援プラン終結時の評価
- ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

4. 重層的支援体制に関する豊中市の資源状況

本市では、地域共生社会の実現をめざした国のモデル事業が実施される以前から、市民・行政・市社会福祉協議会・各種団体・事業者等による充実した地域力・市民力を基盤に地域福祉活動を展開してきました。

今回の重層的支援体制整備事業の創設についても、本市のこれまでの取り組みのほか、市社会福祉協議会への補助事業であるコミュニティソーシャルワーカーがサポートしている住民主体の地域活動（地域での支え合いの意識醸成、これまで地域活動に参加する機会がなかった人を新たな地域福祉の担い手として創出する参加支援など）も参考にされ事業が企画されています。

また、本市には各種相談支援機関など、重層的支援体制整備事業に求められる地域資源がすでに整備されています。以下の図1は国から示された重層的支援体制整備事業交付金の対象となる事業を表したものです。

図1

		国の既存事業名	豊中市の事業	担当課
既存	相談支援	地域包括支援センター	地域包括支援センター	長寿安心課
		障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センター	障害福祉課
		利用者支援事業	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） ①「基本型」 ②「特定型」 ③「母子保健型」	①こども相談課
				②子育て給付課
	③母子保健課			
	自立相談支援事業	くらし再建パーソナルサポートセンターなど	くらし支援課	
		ホームレス巡回相談指導事業	福祉事務所	
地域づくり	一般介護予防事業	通いの場づくり・地域ささえ愛ポイント事業など	長寿安心課	
	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	長寿社会政策課	
	地域活動支援センター	地域活動支援センター	障害福祉課	

		地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	こども事業課
			子育て支援センターほっぺ	こども相談課
		生活困窮者の共助の基盤づくり事業	豊中市安心生活創造事業	地域共生課
新規	アウトリーチ		福祉なんでも相談	地域共生課
			社会福祉協議会事業補助（うちCSW配置事業）	
	多機関協働		福祉総合相談支援事業	地域共生課
	支援プラン作成			
	参加支援		就労支援事業	くらし支援課

5. 豊中市における重層的支援体制事業のあり方について

(1) 新型コロナウイルスの影響を含む、生活に困難を抱える市民や世帯に対する支援策

①行政情報を活用したアウトリーチ支援

「コロナ生活相談窓口」やプロジェクト・チームで実施した相談会、関係機関から寄せられた相談内容からは、これまで相談や支援に無縁であった層の人が、新型コロナウイルスの影響を受け、支援を必要とする側になったケースも多くあります。また、必要としている支援の多くは経済的な支援や住宅確保など、生活の維持に直結するものでした。

社会福祉協議会が窓口となっている緊急小口資金に関する問い合わせは1万件を超え、貸付を受けた人は3千件を超えている状況や、各種支援制度の情報をキャッチし利用に繋がっているケースも多い一方で、かなり厳しい困窮状態に陥って初めて相談や支援に繋がるケースもあり、相談体制や支援策だけでは繋がらない人も相当数いる状況が見られます。市民生活に広域な影響を及ぼしている「コロナ禍」のような状況下では、行政を含めた支援機関には次のことがより一層求められます。

- ①支援対象者の把握
- ②行政、支援機関による積極的なアウトリーチ
- ③市民の危険をキャッチする力
- ④支援拒否に繋がるハードルの払拭や低減
- ⑤支援機関間連携

とりわけ行政機関は各種税金や保険料、上下水道料金の未払いの増加など、市民生活の変化をキャッチできる立場にあります。既に未納世帯等への通知書類に各種支援策や相談窓口

の案内を同封するなどの取り組みは実施していますが、そもそも自身の困窮や困りごとを相談すること自体にハードルの高さがあるため、実際に相談に繋げるためには訪問などにより面談した職員の後押しや支援が有効です。

一方で、支援が必要かもしれない対象者と面会したときに、状況の把握と合わせて生活環境などから、限られた時間の中で危機に気づく力も大切なことから、生活困窮者支援担当職員、社会福祉職員、ケースワーカー、保健師などが公共料金の徴収課と協力し、同行訪問するなど、行政としてこれまでにないアウトリーチの手法と事業連携による積極的な活動により、市民生活のセーフティネットを強く張らないといけません。

しかし、上記の取り組みを実現するにあたっての課題として、職員は事業ごとに配置されているため、相談内容や必要となる支援内容が事前に把握できていない場合は訪問する体制にありません。行政情報を活用した個別訪問による状況把握と生活支援の実施にあたっては、ケースワークスキルを持つ職員の育成配置を行います。

②総合相談会の実施と多機関連携による包括的支援の実施

プロジェクト・チームでは関係機関との連携の基に、「外国人向けコロナなんでも相談会」「暮らしを守る総合相談会」を開催しました。相談者はワンストップで様々な情報や支援に繋がることにより、不安感と負担感の軽減ができました。

また、困難な課題を抱えた生活では心身に与える影響も大きく、制度施策面での支援に加えて、相談の場で「こころの相談」に繋がることができた相談者もあり、生活と健康の一体的な支援ができるよう工夫していきます。

総合相談会は一体的な支援の有効な手法ですが、地域には心身状況などの理由により相談会場に来所できない相談者もいます。令和2年8月の「豊中市安心つながり宣言」にある「社会的孤立をなくす」「新たなつながりをつくる」「必要な人に必要な支援を届ける」を実現するための仕組みとして中間支援組織など既存の仕組みを活かした訪問型ワンストップ支援の充実を行います。

(2) 多機関協働事業を活用した「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の推進

重層的支援体制整備事業において、多機関協働事業は関係者間の円滑な連携を図るなど、包括的支援体制の核となる事業で、単独機関での支援やこれまでの連携などでは対応が難しい複雑化・複合化している課題に対して、課題の整理や支援機関間の役割分担、支援プランの作成、支援会議の開催による共有、支援が軌道に乗るまでのモニタリングを行うなど、市域支援機関のプラットフォームであるとともにバックアップ的機能を果たします。

この仕組みは多様な主体がまちの安心を支えることを理念とする「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を推進するための手法として、本市のこれまでの取り組みや市民力・地域力をつなげ、相乗効果を発揮することができます。

国から示されている重層的支援整備事業スキームでは、多機関協働事業は事業者などに委託することも可能となっていますが、支援機関間の調整や法に規定される本人同意に依らず

個人情報を取り扱う「支援会議」が重要な役割となること、既存の仕組みや連携等の隙間により、支援を必要とする市民が支援から取り残されることを防ぐため、行政が積極的に状況を把握しセーフティーネットの役割を果たすべきです。

また、庁内連携体制や多機関協働事業を設け、研修・ケーススタディなどを通じて知識・経験を平準化、共有化し、担当者の負担感と不安の軽減を図り、相談や状況を受けとめた機関が「支援が必要な市民を取り残すことなく受け止めて繋ぐ支援」の推進を行います。

(3) 「コロナ生活相談窓口」と包括的相談支援の展開

プロジェクト・チームで設置した「コロナ生活相談窓口」には感染に関することや経済的な問題に起因する相談（生活面、就労、就学、住宅など）が多く寄せられ、各種制度や支援機関を案内してきました。市として各種相談機関の開設・周知も図ってきた状況から、相談者が目的ごとの相談窓口に分散されてはいたものの、「コロナ」をキーワードとした相談は数多く寄せられました。

窓口では相談内容を傾聴の上、必要に応じて複数の制度や窓口の案内を実施し、時には一旦相談者に代わって制度や対応機関の確認をおこなった後に回答するなど、相談者の不安を広く受け止め丁寧な案内に努めてきました。

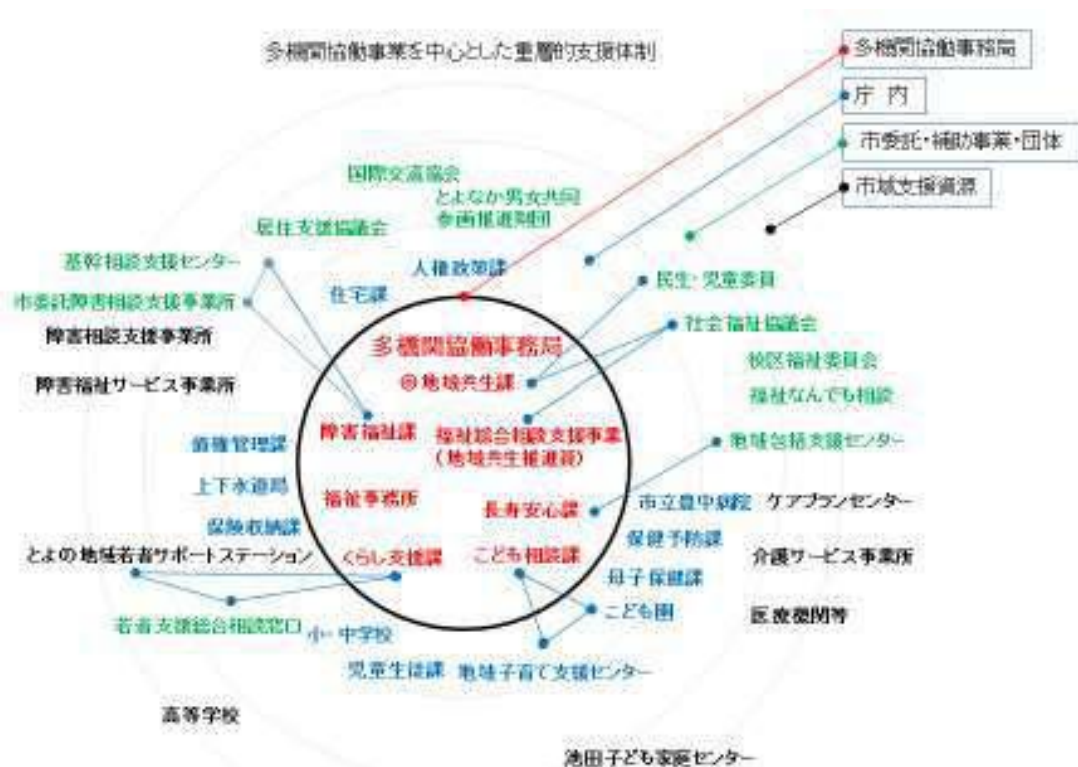
コロナ感染の状況から、今後もしばらくの間は生活困窮に関する相談の増加や長期化が考えられることから、今後の包括的相談支援を通じて「コロナ生活相談窓口」の支援経験を各窓口に波及していきます。

また、令和3年度以降についてはプロジェクト・チームとしては役割を終えることから、「コロナ生活相談窓口」は、くらし支援課にて継承し、生活困窮や就労など、既存の相談支援と合わせて総合的に対応します。

包括的相談支援は、はじめに相談を受けた窓口で把握した課題について、制度の範囲内の受け止め対応に留まらず、相談内容から表出した複合的な問題を把握した時には、その問題を包括的に受けとめ、相談者の状況を勘案し寄り添った相談支援を実施することで、いわゆる「たらい回し」や、不十分な聞取りのままに他所を案内して、結果的に問題の解決を諦めてしまう等のケースが発生しないよう、必要に応じて多機関と連携した丁寧な繋ぎや多機関協働事業を活用した支援による根本的な課題解決を図ることが重要です。

これまで培われてきた行政と民間支援機関とのつながりを広く把握し、分野を超えて活用することで解決の選択肢の幅を広げ、包括的な支援を展開していきます。

その結果、支援に多くの機関が関わることができ、効果的なケースマネジメントが実現できます。(図2「多機関協働事業を中心とした重層的支援体制」では多機関協働事業事務局とつながりが深い委託先などを線で結んでいます)



(4) 重層的支援会議と支援会議について

国のスキームにおける、重層的支援会議の役割として以下の4点があげられています。

- ① 支援プランの適切性の協議
- ② 支援提供者によるプランの共有
- ③ プラン終結時等の評価
- ④ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

支援会議は社会福祉法第106条の6に位置付けられた法定会議で、会議の構成員に守秘義務を設け、地域において支援機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものとして、下の役割が想定されています。

- ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性のある事案への対応

また、これらに加え社会福祉法第106条の5の規定により、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることとされており、同計画記載事項となる重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体の設置を必須とすると示されています。

そこで本市では円滑な支援の実施を第一に、「重層的支援会議」については本市が既に設置している会議体の活用を前提とし、新たな会議体としては「豊中市包括的支援会議」（法定会議）のみを設置し、個別ケースのマネジメントに加え、支援プランに関する協議や共有、評価を一体的に実施します。

また、既存の要保護児童対策や生活困窮者に係る個人情報の共有を図る会議については、設置根拠と目的に基づき今後も継続されますが、そのうち複合化・複雑化した課題で、既存の仕組みでは取り扱うことが困難なケースについては、多機関協働事業で実施する「豊中市包括的支援会議」の対象となります。

※豊中市包括的支援会議設置要綱（案）（別紙参照）

一方で、重層的支援会議の役割である個別ケース等から把握した社会資源の欠損状況の把握と福祉分野における新たな課題等が生じた際の支援制度の開発については、地域包括ケアシステム推進体制に関する既存の会議である「豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議」にて検討し、重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体は「豊中市地域包括ケアシステム推進本部関係課ネットワーク会議」を位置づけます。

（５）人員及び運用体制

市域における支援体制の連携及び調整について、包括支援プロジェクト・チームでの取り組み実績に加えて、好事例の継承発展のためには行政が積極的な役割を果たすことが必要です。そのため、新たな機構として以下の①から④で構成する「包括支援体制」を設置し、誰一人取り残さない支援の実施姿勢と連携の中核を市民に見えるよう形にします。

①全庁連携の指揮総括的役職：庁内外各種機関の重層的支援体制に関する総合調整・総括

②多機関協働事務局機能の主を担う役職

・重層的支援体制整備事業にかかる実務と多機関協働事業事務局運営責任者。支援会議の開催事務

③多機関協働事業事務局

（長寿安心課・障害福祉課・福祉事務所＜本庁と分室に1名ずつ＞・くらし支援課・こども相談課の補佐級を想定、豊中市社会福祉協議会連携担当者）

・多機関協働事業事務局運営、支援会議で扱う複合的課題に関するアセスメント・課題整理・支援方針整理・役割分担整理・支援プラン作成・モニタリング・支援会議参加。所属課内の包括的支援推進に関する指導及び援助。

④連携担当者

（人権政策課・保健予防課・母子保健課・住宅課・児童生徒課・他）

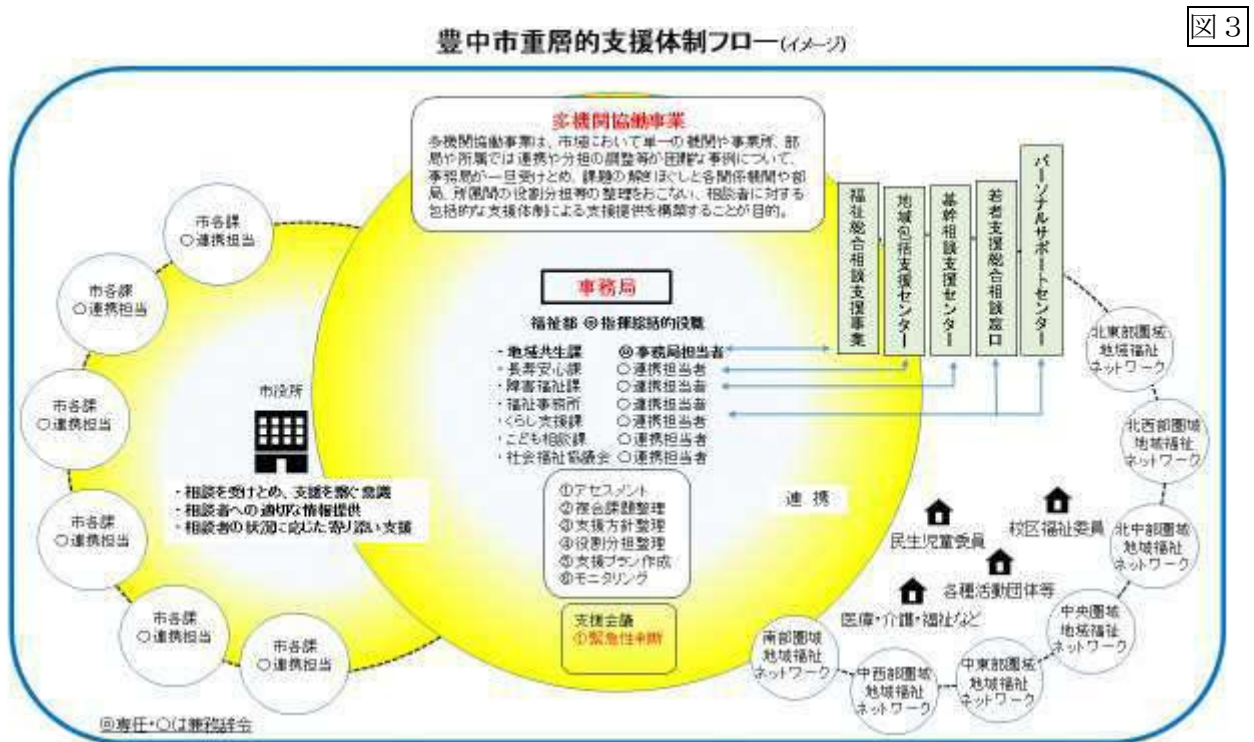
・福祉分野の連携を明確化・円滑化するため、複合化した課題のあるケース等、関わりの深い各課に連携担当者を配置し、包括的支援を推進します。

「地域包括ケアシステム・豊中モデル」を行政が一丸となり推進する連携強化のため、庁内の相談支援を包括的に所管する「全庁連携の指揮総括的役職」に加え、多機関協働事

務局機能の主を担う役職として「多機関協働事業事務局担当者」を地域共生課に配置。多機関協働事業事務局担当者が中心的に事務局運営を担うとともに、事務局を構成するメンバーとして、重層的支援体制整備事業を構成する「介護保険法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「子ども・子育て支援法」「生活困窮者自立支援法」による事業を所管する、長寿安心課・障害福祉課・こども相談課・くらし支援課に加え、属性を問わず最後のセーフティーネットを担う福祉事務所の庁内6課に「多機関協働事業事務局担当者」を配置します。事務局体制を構築するとともに、事務局各課は委託事業等で日常的に連携を図っている市社会福祉協議会・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・若者支援総合相談窓口・くらし再建パーソナルサポートセンター等、各支援機関と多機関協働による重層的支援体制の推進に努めます。

また、行政内部に様々な相談や支援窓口があり、今後より一層具体的な庁内連携体制に基づく取り組みが必要となることから包括支援プロジェクト・チームの構成所属を基本に、相談支援等連携を具体化することが望ましい課には「連携担当者」を配置することで、窓口連携の見える化を進めます。

(図3 「豊中市重層的支援体制フロー (イメージ)」 参照)



(6) 予算の再編

重層的支援体制整備事業の実施に伴い、従来は分野ごとに交付されていた国・府からの補助金が「重層的支援体制整備事業交付金」として一体的に交付され、支援対象者の属

性を問わず活用することができます。これまで介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野ごとの対応を基本とした体制から、属性を問わない相談体制や地域づくりを推進することが可能となるため、執行においても一体的に行われることが求められています。

そこで、本市では交付金の所管を地域共生課に、執行においては事業を所管する各課が共通の費目「社会福祉総務費」と細事業「重層的支援体制整備事業（〇〇）」を設け予算を計上しました。関連経費の見える化と同時に、年度途中の流用が可能となるように構成し、執行面からも複合的課題に多分野が機動的に対応できる仕組みとしています。

（7）多機関協働事業事務局で取り扱うケース事例

多機関協働事業事務局ができたから「複数の課題があるケースは多機関協働事業の事務局にまかせよう」との理解ではなく、はじめに相談を受け止めた機関が既存の連携や資源の活用に向けた対応手法を十分に検討した上で、連携の構築が難しい場合や、共有が進まないなど、支援課題がある場合、または、世帯に複合的な課題があり、複数の支援機関が一同に集まり解決に向けての課題を共有することが効果的と思われる場合、多機関協働事業を活用します。

従来の発想で誰かが複合化・複雑化したケースを担うのではなく、多機関協働事業には相談を寄せる各機関がその一員として主体的な役割を遂行することが重要です。

また、持ち込まれた案件を多機関協働事業事務局において図4（多機関協働事業で取り扱うケースの基準と具体的事例）に照らして課題整理した結果、つなぎ元の機関に戻す場合もあります。

また、取り残さない支援の実現を「オール豊中市」として成し遂げるとの共通意識を醸成していきます。対応が困難なケースをはじめに相談を受けた支援者が抱え込まなければならない状況の解決や、負担感や不安を恐れず各機関が積極的に包括的な相談支援に取り組むことができるようバックアップすることも多機関協働事業の大きな役割です。

多機関協働事業による支援の流れは以下のように想定しています。

1. 複合化・複雑化した課題の解きほぐしや多機関との連携、役割分担を整理することが難しいケースについて多機関協働事務局の連携責任者と調整
2. 多機関協働事業事務局担当者が案件に関わりがあると判断する事務局メンバーを参集し、つなぎ元の機関からのアセスメントを実施
3. アセスメントを基に事務局で課題整理し、支援方針の作成
4. 事務局（多機関協働事業事務局担当者に関連する事務局メンバー）が連携機関を招集して支援会議を開催し、支援方針と役割分担を決定
5. 支援開始後は支援方針に基づいた支援の状況や新たな課題の把握についてのモニタリングを実施（モニタリング期間・実施回数はケースによる）
6. 継続的に支援が定着した時点で多機関協働事業としては終結をする

また、要支援者の状況によっては繋がった支援機関による早急な対応を実施した後に継

続支援として多機関との連携が必要となるケースもあります。その際の支援の流れは以下のように想定しています。

1. 本人が直面している課題による生命・財産・人権に与える危険度、緊急度の判断
2. 発見した機関が対応もしくは連携を要請
3. 緊急対応終了
4. 継続的な支援についての課題や支援方針の共有について、これまでの連携や制度だけでは対応が困難なケースを多機関協働事務局と調整

(図4 「多機関協働事業で取り扱うケースの基準と具体的事例」参照)

図4

多機関協働事業で取り扱うケースの基準と具体的事例

		1人世帯 or 支援対象者が1人		1つの世帯に支援対象者が複数いる			
		<ul style="list-style-type: none"> 対象者が高齢者、子ども、障害者 または生活困窮が主たる課題 	左記以外の対象者 (18~64歳で生活困窮でない)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が高齢者、子ども、障害者 または生活困窮が主たる課題 	左記以外の対象者がいる (18~64歳で生活困窮でない)		
担当部局の有無		中心となる担当部局がある (長寿安心、障害福祉、こども相談、福祉事務所、くらし支援)		各々に対応する担当部局がある (長寿安心、障害福祉、こども相談、福祉事務所、くらし支援)			
		担当部局が無い		担当部局が無い人がいる			
対応のあり方		活用できる制度やサービスがある ↓ 担当部局のみで対応可能	<ul style="list-style-type: none"> 複数の課題がある または 活用できる制度やサービスが無い ↓ 担当部局を中心に複数の部局 が関わる必要あり	中心となる部局が無い ↓ 複数の部局 がノウハウを活用して協力し合う必要あり	複数の部局 が関わる必要あり 右記に該当しないが 情報共有 は必要		
		対象外 (但し関係機関や部局連携調整に課題がある場合は相談可)		対象 (但し関係課が情報共有等に支援会議を活用することは可)			
事例		高齢者(または障害者、子ども)で支援拒否があるが、利用できるサービスや制度があり、その活用により課題が改善できる可能性がある。	セルフネグレクトの高齢者。近隣との付き合いがなく、様々な参加の場を紹介するも意欲が無く長続きしない。支援ツールが無く、時々訪問して安否確認しかできず限界を感じている。	50歳男性で、親が他界後、ひとり暮らしをしている。公共料金の滞納がある。服装・言動から障害など何らかの生きづらさを感じられ、引きこもりがち。	高齢者(一福祉サービス利用で身体状況は安定)宅に、平日の昼間にもかかわらず孫らしき小学生が在宅。どこに相談すべきか介入すべきかわからない。	複合的な課題のある家族に対して複数の支援機関が関わっているが、中心となる機関がなくバラバラの支援方針となり、全体マネジメントの必要性を感じる。	30歳女性(精神疾患あるも病識なく受診なし)、高齢で認知症の親、小学生の子(不登校がち)と同居。家はごみ屋敷だが、支援を拒否している。
					家庭内で複数の課題を抱える家族に対して個別の支援機関が関わっているが、個人情報の問題から各機関がどのような支援を行っているのかわからない。	家族それぞれにアルコール依存や障害、DV、介護の課題があるが、本人達に困り感がなく、家族全体へのアプローチやマネジメントが必要。	

(8) 包括的相談支援体制・多機関協働事業等に関する研修

重層的支援体制整備事業の目的は属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめ、多機関連携により支援方針を共有し、アウトリーチや参加支援などの手法も活用しながら、誰ひとり取り残さない共生社会の実現を目指すものです。

言うまでもなく、仕組みを円滑に目的に即して動かしていくのは人です。とりわけ市職員は行政によるセーフティーネット機能の役割を十分に理解しつつ、相談支援能力の向上をめざした、人材の育成を福祉部が中心となって進めていきます。

(9) すべての職員がケースワーカーとして市民対応を

とりわけコロナ禍では、これまでの当たり前が当たり前でない状況に直面し、様々な支援の現場で「会えない」「確認できない」「出てこれられない」などの課題が見られました。外出の自粛やイベント等の中止で経済状況が大きく影響を受け、結果、収入の激減により生計が成り立たなくなり、突然困窮に陥った世帯が急増しました。複合的かつ複雑な課題を有する世帯が増えていることは、それぞれの相談窓口で実感している共通課題でしたが、それがコロナ禍で増幅され顕在化しています。

「すべての職員がケースワーカーになったつもりで」これは長内繁樹市長が職員に向けて度々伝えた言葉で、世帯の経済的な課題、身体的・精神的な課題、就職できない、活動先がないなどの複合的な課題について、市として包括的に受け止めるという姿勢を表したものです。

ケースワークの基本は以下とされています。(引用：バイスティックの7原則)

- ①相談者が抱える問題は一つとして同じ問題は存在しないと考える
- ②相談者が素直な感情を表現できるよう工夫する
- ③相談者の感情に飲み込まれないよう、相談者の心を理解した上で自分の感情を統制する
- ④相談者の考え方を初めから否定せず、なぜそう考えるかを理解する
- ⑤相談者の善悪を判断するのではなく、自らの解決を支援する
- ⑥問題解決は相談者の自己決定
- ⑦相談者の個人情報には絶対に漏らさない

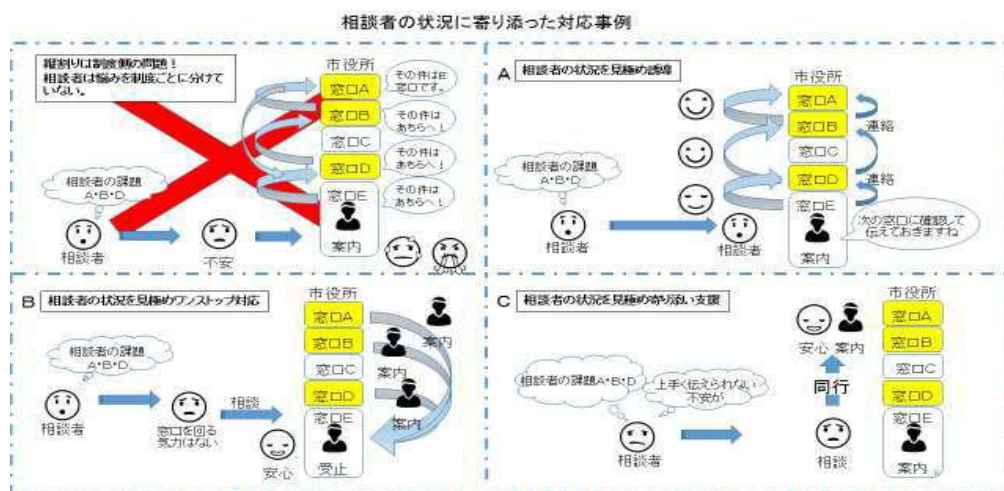
上記の①～⑦に共通すること、マニュアルに沿った定型的な対応や、法や制度に当てはめるための相談支援ではなく、相談者に寄り添い、相談者の意思を尊重するという姿勢です。相談者や来庁者にはそれぞれの背景があり、状況があります。

困惑している市民への相談対応においては、市民の思いに同調し、丁寧に話を聞いて課題を整理し、解決方法を一緒に考えることで当事者である市民の潜在的な力が発揮され課題が解消につながることも多くあります。窓口への丁寧な案内や説明、時には他課への同行や相談者のもとへ各窓口職員が順番にやってくることも、必要な場面があります。

一番大切なことは、相談者に対面した時に相手の立場に立って想像力を働かせ、複数の選択肢(手法)と多様な連携をもって対応することです。

(図5 「相談者の状況に寄り添った対応事例」参照)

図5



6. 包括支援プロジェクト・チームの活動のまとめ

プロジェクト・チームでは、よりよい相談支援の実現のために、具体的な相談事例をもとに議論しました。活動を通して、コロナ禍により、新たな困窮層の出現など相談の実態が大きく変化しており、市域において様々な課題を抱える市民の相談を属性や年齢、課題に関わらず受け止め、それぞれの出口に向かって支援していく重要性を改めて実感しました。同時に、その相談支援は、対象者が多様で、これまでとは違う対象の人も多く、コロナ禍による様々な制約の中で、これまでと同じような地域活動との連携は難しいことを認識しました。包括支援プロジェクトで検討し、これから進めようとしている重層的支援体制整備事業による相談支援は、市域の全ての支援機関や資源、手法を活用して、本人に寄り添った伴走型支援を進めることで誰一人取り残さない「共生社会」の実現を目指す取り組みです。

相談支援や各制度や属性ごとの取り組みは、それぞれの制度・属性ごとに変容、発展してきたものであり、本市の行政施策や各機関・各種団体の支援スキルには他市を牽引する先進的な取り組みも多くあります。また、これまでの多機関連携業をとおして、重層的支援を行うための基盤は醸成されていることが、包括支援プロジェクトをとおして再確認できました。一つの機関が複合的なケースに直面した時、積極的に他の機関と連携し、それぞれが支援可能な範囲を共有し合い、相談者中心の支援を実践する取り組みも少しずつですが始まっています。

現状、地域生活を支える資源は、これまでの各種団体や企業、地域住民の地道な活動のほか、高齢者、障害者、こども等に係る法改正により、平成12年（2000年）に社会福祉事業法が社会福祉法へ改正された一連の社会福祉基礎構造改革以降充実してきました。

これからは、昨年の社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、既にある各機関との関係をふまえて、困窮や生きづらさを抱えている市民の支援を関係各所の連携を具体的な形で示して、推進強化します。

本市で実施する重層的支援体制整備事業では、本市の宝である市民力・地域力に加え、各種団体や支援機関の持つソーシャルワーク実践の力が最大限に発揮されるよう、行政が多機関協働事業の事務局として市内の相談支援体制の中核となり、人材育成やツールの開発など積極的に基盤強化に努めることが事業の成果につながるため、あらゆる機会、資源を活用して推進していきます。

重層的支援体制整備に向けた「多機関協働推進事業」について

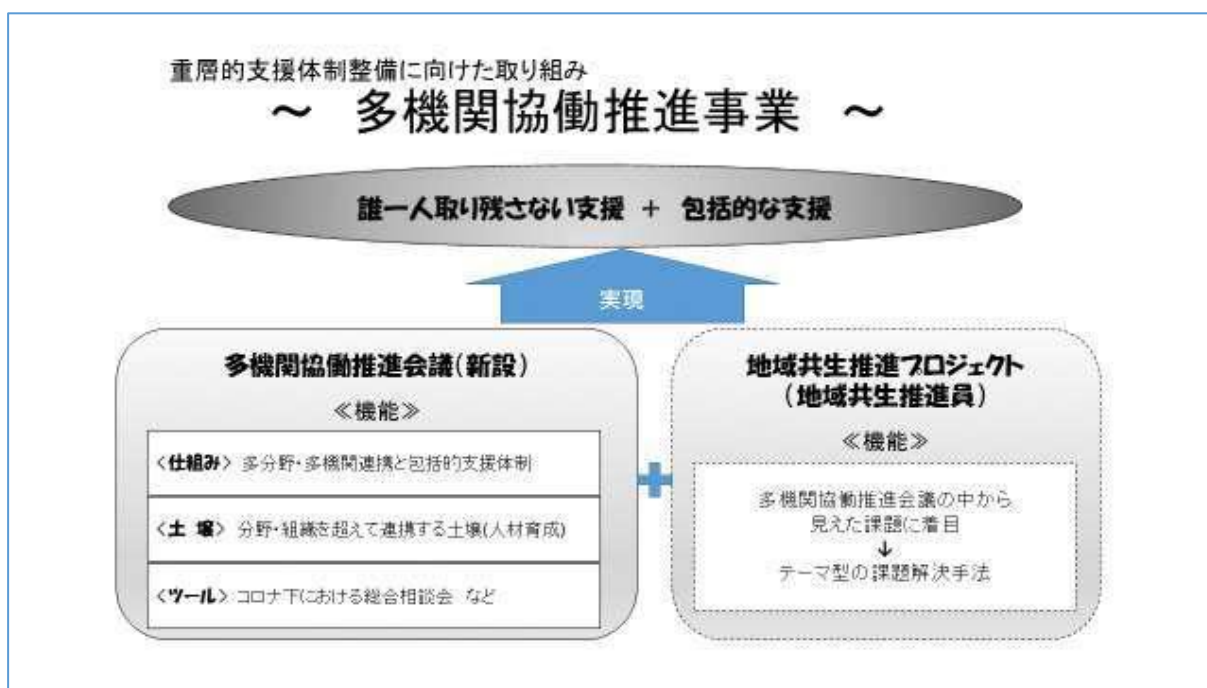
- ◆本市では、改正社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業において求められる地域資源は既に整備されているが、“誰一人取り残さない+包括的な支援”の実現に向け、各分野間の連携を一層強化し包括的な支援体制を構築するための追加的取組みとして「多機関協働推進事業」を実施する。

取組 1	「多機関協働推進会議(新設)」を核とした多分野・多機関連携と包括的支援体制の強化
取組 2	分野・組織を超えて連携できる土壌づくり（人材育成）

- ◆加えてコロナ禍の現状においては属性にとらわれない迅速な対応が求められており、生活困難者への支援の総合調整についても本事業の一環として取り組むこととする。

取組 3	コロナ禍における生活困難者に対する総合相談会の実施
------	---------------------------

<事業全体のイメージ>



取組 1

「多機関協働推進会議」を新設し、これを核として多機関協働推進事業の具体的取組を進める。

⇒【資料 2-1】多機関協働推進会議設置要綱

(1) 会議の所掌

① 事例の検討・情報共有 ⇒【資料 3】事例検討・情報共有のルール

■社会福祉法（第 106 条の 6）に定める「支援会議」の機能

多機関が連携して支援すべき困難事例等について関係組織間で個人情報や支援方針の共有、課題整理、支援方針(支援プラン)の検討、モニタリングなどを行う

■国の示す「重層的支援会議」の主な機能

支援プランの適切性、終結時の評価など

② 多機関協働に資する事業の企画・運営（取組 2、3）

(2) 構成員と役割

構成		役割	
事務局	統括者 福祉部次長	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営責任者 ・多機関協働推進事業の実務責任者 ・支援会議において案件に対する助言・指導などを行い、多機関協働体制の構築を図る 	
	副統括者 福祉部次長		
	事務局担当者	地域共生課	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関が連携して支援すべき困難事例等に対して多機関協働推進会議を開催・参画し、関係組織間で情報・支援方針の共有、支援プラン・役割分担の検討、モニタリング、プランの適切性・終結の評価などを行う ・多機関協働の推進に資する事業の企画・実施 ・多機関協働の円滑な推進に向けて、日常業務を通じて所属職員の育成（助言・指導等）を行う
		福祉事務所	
		長寿安心課	
		障害福祉課	
		くらし支援課	
こども相談課			
社会福祉協議会(地域共生推進員)			
その他構成員	連携担当者	保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局担当者に準じる
		母子保健課	
		住宅課	
		児童生徒課	
		人権政策課	

【備考】・各課担当者は相談援助を業務とする係を担当する課長補佐級以上の者を充てる

・地域共生課は会議の庶務を担い、事業推進における実務の中心的役割を果たす

(3) 福祉総合相談支援事業(地域共生推進員)との関係性について

多機関協働推進会議を重ねる中で、分野間連携が大きな課題となるっているものがある場合に、テーマを設定して地域共生推進員を中心に課題解決プロジェクトとして取り組むこととする。そのため、地域共生推進員を事務局構成職員と位置付ける。

【参考】福祉総合相談支援事業(地域共生推進員)とは

R1年度から社会福祉協議会に事業委託により開始した事業で、分野間連携における課題に着目したプロジェクトを実施。「学校と福祉の連携プロジェクト」では、学校で気になる子どもを早期段階で福祉分野への相談・支援につながるよう、教員向けの連携ガイドの作成などに取り組んだ。「外国人支援と福祉の連携プロジェクト」では、「外国人への専門的支援」と「福祉的支援」の連携強化に取り組んでいる。

(4) 関連会議との関係性、市における推進体制について

- ・既存の関連会議を活用して、市全体で情報共有や課題を検討する体制を確保するとともに、国が求める体制【※】も確保する。
- ・福祉部長が全庁連携の指揮総括的役割を担う。

①豊中市地域包括ケアシステム推進本部(既設)

構成	【本部会議】 本部長(副市長)、構成員(部長級) 【関係課ネットワーク会議】 委員長(福祉部長)、構成員(課長級)
現所掌(要旨)	地域包括ケアシステム推進に関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた検討並びに組織横断的な取組みに関すること。
活用	・ <u>重層的支援体制整備事業の体制について議論する場【※】</u> としても活用する。 ・おもに「関係課ネットワーク会議」を活用して、多機関協働推進会議の開催状況・課題等を共有し、必要な体制整備等について検討していく。

②豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議(既設)

構成	座長(市長) 構成員(市関係各課、各分野の相談支援機関、関係団体など)
現所掌(要旨)	・支援を必要とする人の早期発見から支援につながるライフセーフティネット構築、地域包括ケアシステムの全市的推進のため福祉・保健・医療等が分野を超えて連携・総合調整等を行う。 ・地域における保健・医療・福祉分野のサービス等に関する総合調整、情報交換、連携協議を行う。
活用	・ <u>社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う場【※】</u> としても活用する。

取組 2

分野・組織を超えて連携できる土壌づくり(人材育成)

- ・以下の取組を多機関協働推進会議において検討・企画・実施する
- ・実施回数や時期等の詳細については今後、会議で検討する

第1段階(支援力、連携・協力できる土壌づくり)

【対象】 支援関係職場（多機関協働推進会議構成課）の職員

【趣旨】 職員一人ひとりが所属組織の業務だけでなく、他分野・他組織の業務や活用できるサービスをある程度知っておくことで、自らの役割や課題が認識でき、相互に連携・補完しあい漏れのない包括的な支援が実現できる。

また、他分野・他組織の職員同士で顔の見える関係があることで、軽易な事柄や早期段階からでも互いに相談や情報共有ができ、事態が深刻化するのを予防することができる。

分野や組織を超えた有機的な連携ができるよう、他分野業務の知識を習得するとともに職員間の顔の見える関係づくりにつながる研修会等を実施する。

【備考】 「社会福祉職の人材育成の取組み」と共同で実施する。

第2段階（SOSに気づく力、つなぐ意識の醸成）

【対象】 市民課や税、保険など窓口職場の職員

【趣旨】 支援関係課が連携するしくみがあっても、日々窓口等で市民に接する職員一人ひとりが市民のSOSに気づき、相談を聞いたり支援関係課につなぐなど何らかの行動をしなければ支援にはつながらない。しくみを活かすには職員力が不可欠であることから、職員の気づき力、つなぐ意識などを育む研修会等を実施する。

取組 3

コロナ禍における生活困難者に対する総合相談会の実施

くらしを守る総合相談会

- ・多機関協働推進会議において企画・検討・実施する。
- ・年1～2回程度の実施を想定
- ・令和3年度の実施報告

【1回目】

日時 令和3年6月5日（土）13時～16時

場所 豊中しごとセンター（庄内）

【2回目】

日時 令和3年12月11日（土）14時～16時

場所 豊中しごとセンター（庄内）

別紙③

豊中市 多機関協働推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 複数の地域生活課題を抱える市民に対する包括的な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6第1項の規定に基づき、豊中市多機関協働推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域生活課題を抱える住民に対する支援を図るために必要な情報の交換、支援プランの協議及びその適切性・終結時の評価
- (2) 地域生活課題を抱える住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他会議の設置目的を達成するために必要と認められること

(組織)

第3条 会議は、豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議を構成する組織と豊中市地域包括ケアシステム推進本部関係課ネットワーク会議を構成する組織で構成する。

2 会議の構成員は別表のとおりとする。

3 会議に統括者と副統括者を置く。

4 統括者は会務を処理する。副統括者は統括者を補佐し、統括者が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 会議は、統括者が構成員を選定して招集する。

2 統括者が必要と認める場合は、別表以外の関係者を支援会議に参加させることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は別表の構成とし、事務局を統括する者を置く。

2 会議の庶務は地域共生課が処理する。

(意見の聴取等)

第6条 会議は第2条に掲げる事項を行うために必要と認めるときは、関係機関等に対し、地域生活課題を抱える住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の参加者、事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、事務及び議事内容に関して知り得た個人情報や支援に関する秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第130条の6の規定により、一年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議及び実務者の運営等に関し必要な事項は統括者が定める。

附則

1 この要綱は、令和3年(2021年)5月20日から実施する。

<別表>

位置づけ	構成する組織		充てる者
統括者 副統括者	福祉部	福祉部 次長	
支援会議の事務局	福祉部	地域共生課	相談援助を業務とする係を 担当する課長補佐級以上の者
		福祉事務所	
		長寿安心課	
		障害福祉課	
	市民協働部	くらし支援課	
	こども未来部	こども相談課	
	豊中市社会福祉協議会	地域福祉課	地域共生推進員
	健康医療部	保健予防課	相談援助を業務とする係を 担当する課長補佐級以上の者
		母子保健課	
	都市計画推進部	住宅課	
	教育委員会	児童生徒課	
	人権政策課		